

## 令和3年度以降の市民税・県民税配偶者控除及び 配偶者特別控除について

平成30年度税制改正により、給与所得控除及び公的年金等控除と基礎控除の取り扱いが変更されたことに伴い、市民税・県民税配偶者控除及び配偶者控除における、配偶者の合計所得金額が変更されます。

令和3年度の市民税・県民税配偶者控除及び配偶者特別控除より適用されます。

### ◎ 改正内容について

配偶者控除の対象となる**配偶者の合計所得金額が48万円以下**（改正前：38万円以下）、配偶者特別控除の場合は**配偶者の合計所得金額が48万円超133万円以下**とされました（改正前：38万円超123万円以下）。

#### 《配偶者控除及び配偶者特別控除の控除額》

		納税（義務）者の合計所得の金額			
		900万円以下	900万円超 950万円以下	950万円超 1,000万円以下	1,000万円超
配偶者控除	配偶者の合計所得金額 48万円以下	33万円	22万円	11万円	
	老人控除対象配偶者	38万円	26万円	13万円	
配偶者特別控除	配偶者の合計所得金額 48万円超 100万円以下	33万円	22万円	48万円超 105万円以下	11万円
	100万円超 105万円以下	31万円	21万円		
	105万円超 110万円以下	26万円	18万円	105万円超 110万円以下	9万円
	110万円超 115万円以下	21万円	14万円	110万円超 115万円以下	7万円
	115万円超 120万円以下	16万円	11万円	115万円超 120万円以下	6万円
	120万円超 125万円以下	11万円	8万円	120万円超 125万円以下	4万円
	125万円超 130万円以下	6万円	4万円	125万円超 130万円以下	2万円
	130万円超 133万円以下	3万円	2万円	130万円超 133万円以下	1万円
133万円超	配偶者控除・配偶者特別控除適用なし				

控除適用なし

《用語の定義》

改正前<平成30年度以前>		改正後<令和3年度以降> (平成31年度・令和2年度)							
控除対象配偶者	<ul style="list-style-type: none"> <li>合計所得金額 ⇒制限無</li> <li>配偶者の合計所得金額 ⇒38万円以下</li> </ul>	<table border="1"> <tr> <td>同一生計配偶者</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> <li>合計所得金額 ⇒制限無</li> <li>配偶者の合計所得金額 ⇒48万円以下</li> </ul> </td> </tr> <tr> <td>控除対象配偶者</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> <li>合計所得金額 ⇒1,000万円以下</li> <li>配偶者の合計所得金額 ⇒48万円以下</li> </ul> </td> </tr> <tr> <td>源泉控除対象配偶者</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> <li>合計所得金額 ⇒900万円以下</li> <li>配偶者の合計所得金額 ⇒95万円以下</li> </ul> </td> </tr> </table>	同一生計配偶者	<ul style="list-style-type: none"> <li>合計所得金額 ⇒制限無</li> <li>配偶者の合計所得金額 ⇒48万円以下</li> </ul>	控除対象配偶者	<ul style="list-style-type: none"> <li>合計所得金額 ⇒1,000万円以下</li> <li>配偶者の合計所得金額 ⇒48万円以下</li> </ul>	源泉控除対象配偶者	<ul style="list-style-type: none"> <li>合計所得金額 ⇒900万円以下</li> <li>配偶者の合計所得金額 ⇒95万円以下</li> </ul>	
同一生計配偶者	<ul style="list-style-type: none"> <li>合計所得金額 ⇒制限無</li> <li>配偶者の合計所得金額 ⇒48万円以下</li> </ul>								
控除対象配偶者	<ul style="list-style-type: none"> <li>合計所得金額 ⇒1,000万円以下</li> <li>配偶者の合計所得金額 ⇒48万円以下</li> </ul>								
源泉控除対象配偶者	<ul style="list-style-type: none"> <li>合計所得金額 ⇒900万円以下</li> <li>配偶者の合計所得金額 ⇒95万円以下</li> </ul>								
配偶者特別控除の対象者	<ul style="list-style-type: none"> <li>合計所得金額 ⇒1,000万円以下</li> <li>配偶者の合計所得金額 ⇒38万円超86万円未満</li> </ul>	配偶者特別控除の対象者	<ul style="list-style-type: none"> <li>合計所得金額 ⇒1,000万円以下</li> <li>配偶者の合計所得金額 ⇒48万円超133万円以下</li> </ul>						

- (注) 1, 上図の対象となる配偶者は、納税義務者と生計を一にする配偶者（青色事業専従者として給与の支払を受ける人及び白色事業専従者を除きます。）に限ります。
- 2, (特別) 障がい者に該当する場合には、(特別) 障害者控除の対象となります。
- 3, 控除対象配偶者のうち年齢70歳以上の配偶者は老人控除対象配偶者となります。

